

北海道告示第10879号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年6月2日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金 補助金の交付の対象となる者が、道内中小企業者等の行う新分野展開や新商品開発、各種販売促進などの新たな取組や、付加価値の高い商品への転換や原材料コスト抑制に繋がる取組等に要した経費の一部を補助することにより、エネルギー価格・物価高騰等に伴う経済環境の変化への対応や、賃上げ環境の整備に向けた変革へのチャレンジを促進することを目的とする。</p>	<p>道が中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金交付要綱で定めている道内の単体法人又は複数法人による連合体</p>	<p>(1) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(経営改善枠) 変革にチャレンジする道内の中小企業者等が行う新分野展開や新商品開発等の新たな取組や、付加価値の高い商品への転換や原材料コスト抑制等に繋がる取組に要した経費について、一事業者あたり上限1,000千円、下限500千円として、間接補助事業者の補助対象経費の4分の3以内の額で交付する補助金。ただし、デジタル技術を活用したコスト抑制に繋がる取組を含む場合、一事業者あたり上限3,000千円とする。 (2) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金(販売促進枠) 変革にチャレンジする道内の中小企業者等が行う、販路開拓や販促活動等の取組などに要した経費について、一事業者あたり上限300千円として、間接補助事業者の補助対象経費の4分の3以内の額で交付する補助金 (3) 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金交付事務等のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、各種手数料)、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費欄に掲げる事業10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年6月9日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		